平成２６年（再イ）第６号
高知市鴨部883番地１　松原ビル２Ｆ
再生債務者　中越　洋幸
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月２日まで
平成26年９月４日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第７２号
静岡県浜松市中区高林２丁目１番19号　ユクセルＦⅠ102
再生債務者　小池　真二
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成23年２月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年９月４日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１３号
秋田県男鹿市脇本脇本字下谷地25番地１
再生債務者　澤田　由麻
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年９月３日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第７号
三重県鈴鹿市岸岡町3090番地の53
再生債務者　服部　学
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年９月４日　津地方裁判所再生係

平成２６年（再イ）第１号
宮崎県日向市曽根町３丁目32番地　こすもすコーポＡ棟201号
再生債務者　村田　覚
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年９月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００４３号
東京都足立区鹿浜４―９―16
再生債務者　田本　亘
１　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月14日から平成26年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００４４号
東京都葛飾区東四つ木２―11―５―105
再生債務者　今村たみ子
１　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月14日から平成26年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００１９号
東京都大田区北糀谷２―８―５―207
再生債務者　津島　正美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年９月16日まで
平成26年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号
秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢57番地10
再生債務者　柳舘　邦彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年９月25日まで
平成26年９月４日　秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（再ロ）第４号
北海道恵庭市北柏木町２丁目17番３号
再生債務者　玉熊　隆昭
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月２日まで
平成26年９月４日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００１４号
千葉県船橋市飯山満町３―1588―31
再生債務者　小林　淳一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１５号
大阪府枚方市藤阪東町２丁目５番２―307号
再生債務者　冨田　拓哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第３号
大津市中央１丁目２番２号
再生債務者　松井　大揮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年８月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第２号
青森市沖館４丁目15番９号　メゾンベイサイド５号
再生債務者　三浦　東
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日
青森地方裁判所民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
また、この合併につきましては、平成二十六年九月一日北海道知事の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年九月十二日
北海道釧路市芦野一丁目二七番一号
（甲）社会医療法人孝仁会
理事長　齋藤　孝次
札幌市西区二十四軒四条三丁目四番二六
（乙）医療法人札幌第一病院
理事長　齋藤　孝次

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年七月二十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月三十日
掲載頁　一三九頁（号外第九十六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月三十日
掲載頁　一三七頁（号外第九十六号）
平成二十六年九月十二日
宮城県仙台市泉区明通三丁目一一番地の二
（甲）東北国分株式会社
代表取締役　降幡　進
秋田県秋田市卸町三丁目一番一一号
（乙）国分秋田酒販株式会社
代表取締役　山口　敏